

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
1 開会	
司会 (渡辺課長)	<p>皆さん、こんにちは。 本日は、ご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。 皆様お揃いになりましたので、定刻より若干早いのですが、平成28年度第1回久喜市自治基本条例推進委員会を始めさせていただきます。</p> <p>4月1日の人事異動により、事務局職員に異動がありましたので、紹介をさせていただきたいと存じます。</p> <p>【事務局職員紹介】</p> <p>事務局職員は、以上でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。</p>
司会 (渡辺課長)	<p>次に、本日の会議の進め方について、1点確認をさせていただきたいと存じます。</p> <p>確認事項は、前回の会議と同様に、本日の会議終了後、今後の委員会で取り上げるテーマや議題について、ご協議いただくためのフリートークの時間を設けさせていただくということでございます。</p> <p>皆様のご了解をいただければ、そのように進めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(確認)</p>
司会 (渡辺課長)	<p>ありがとうございました。本日の委員会終了後、若干のお時間をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから、平成28年度第1回久喜市自治基本条例推進委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日の出席者は、所用により石井委員、佐世委員が欠席との連絡をいただいております、12名中10名でございます。</p> <p>自治基本条例推進委員会条例第7条第2項に規定する定足数(過半数)を超えておりますので、委員会が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、本日の傍聴者はおりませんので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>続きまして、配布資料を確認させていただきます。</p> <p>本日の資料につきましては、去る8月10日に郵送させていただいております。ご持参いただくようお願いしたところでございますが、お持ちいただいておりますでしょうか。</p> <p>(確認)</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
司会（渡辺課長）	<p>それでは、確認させていただきます。</p> <p>まず、本日の会議次第</p> <p>資料1 市民参加の状況</p> <p>資料1-1 平成27年度市民参加計画の実施状況等</p> <p>資料2 市民活動の状況</p> <p>資料3 久喜市自治基本条例普及（案）</p> <p>資料3-1 既に取り組みを行っている事項</p> <p>参考資料 平成27年度第2回久喜市自治基本条例推進委員会会議概要（会議録）でございます。</p> <p>資料に不足はございませんでしょうか。</p> <p>（確認）</p>
2 あいさつ	
司会（渡辺課長） 小林会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次第の2でございます。</p> <p>小林会長から、ごあいさつをお願いいたします。</p> <p>お暑い中、ご参集いただきましてありがとうございます。議事の円滑な進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p>
3 議題	
司会（渡辺課長） 小林会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第の3議題でございます。</p> <p>議事進行につきましては、久喜市自治基本条例推進委員会条例第7条第1項の規定により、小林会長に議長をお願いしたいと思います。</p> <p>小林会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、暫くの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>議事が円滑に進行いたしますよう、皆様のご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、議事に入ります前に、本日の会議録の署名をお願いする委員を確認したいと思います。今回は、順番で安藤委員と車田委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議題に入ります。</p> <p>1番目の「市民参加及び市民活動の状況について」事務局の説明をお願いします。</p>
(1) 市民参加及び市民活動の状況について	
佐藤課長補佐	<p>それでは、議題（1）市民参加及び市民活動の状況につきまして、ご説明します。</p> <p>それでは、市民参加の状況でございます。</p> <p>資料は、「資料1 市民参加の状況」と資料1の補足としまして「資料1-1」を併せてご覧いただければと思います。</p> <p>市民参加につきましては、自治基本条例第23条に規定される「市民の市政への参画」を推進するために、市民参加条例が制定されて</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
	<p>おります。</p> <p>市では、この条例に基づいて、法令等の特別の定めがある場合を除き、地方自治法に定める附属機関の委員の一部を公募により登用しています。</p> <p>また、パブリックコメントやワークショップの実施など、市民の皆様には様々な形で市政に参加していただいているところでございます。</p> <p>本日は、市民参加の状況といたしまして、平成27年度の実績と平成28年8月1日現在における平成28年度の市民参加計画についてご説明をさせていただきます。</p> <p>はじめに、資料1 平成27年度市民参加計画の実施状況の(1)附属機関でございます。</p> <p>平成27年度中に会議を開催しました附属機関が44機関、また、委員を公募した附属機関は10機関でございました。</p> <p>それぞれの附属機関の会議開催状況につきましては、資料1-1の1ページから3ページにまとめさせていただいております。</p> <p>各附属機関の名称、内容、会議の実施時期又は公募委員の募集時期、会議の開催回数又は公募委員の選考実績、及び事務局を所管する担当課は、表のとおりでございます。</p> <p>会議の詳細につきましては、会議が非公開とされている附属機関を除きまして、原則、市のホームページにおいて、会議録及び会議資料等を掲載し、市民の皆様にお知らせしております。</p> <p>なお、当推進委員会でございますけれども、資料1-1の1ページ、上から7番目に記載しております。平成27年度における会議の開催回数は2回でございました。</p> <p>次に、資料1に戻りまして、(2)市民意見提出制度(パブリックコメント)でございます。</p> <p>平成27年度に実施したパブリックコメントは、15件でございました。</p> <p>パブリックコメントの実施状況の詳細につきましては、資料1-1の4ページにまとめさせていただいております。</p> <p>パブリックコメントを実施した案件、内容、実施期間、意見の提出状況、事務局を所管する担当課は、表のとおりでございます。</p> <p>なお、意見募集は、市のホームページへの掲載や、市民参加コーナーに意見募集に関する記事を配架するなどの方法により、行ってお</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
	<p>ります。</p> <p>また、パブリックコメントの実施結果につきましても、同様に市のホームページや市民参加コーナーにおいて公表しているところがございます。</p> <p>次に、資料1の(3)ワークショップでございます。</p> <p>平成27年度中に実施されたワークショップは、0件でございます。</p> <p>次に、資料1の(4)その他の市民参加でございます。</p> <p>附属機関やパブリックコメントなどによる方法以外の市民参加につきましても、その他の市民参加として、取りまとめ公表しております。その他の市民参加の実施状況の詳細は、資料1-1の5ページから6ページをご覧ください。</p> <p>その他の市民参加の件数は13件で、施策の名称、内容、実施時期、実施状況、事務局を所管する担当課は、表のとおりでございます。</p> <p>次に、資料1の(5)市民参加を求めなかった施策でございます。</p> <p>平成27年度に市民参加を求めなかった施策は、個人情報保護条例等の一部改正の4件でございます。</p> <p>市民参加条例第5条第2項の規定により、軽易なもの、緊急に実施するもの、法令の規定により実施するもの、市税の賦課徴収等に関するものについては、市民参加を求めないこととしており、これら4件につきましては、この規定に基づき、市民参加を求めなかったものでございます。</p> <p>詳細は、資料1-1の6ページをご覧ください。市民参加を求めなかった施策の名称、実施時期、内容、市民参加を求めなかった理由、担当課は、表のとおりでございます。</p> <p>続きまして、資料1の2 平成28年度市民参加計画でございます。こちらは、8月1日現在における市民参加計画を取りまとめたものでございます。</p> <p>す。詳細は、資料1の資料1-1の7ページから11ページにまとめさせていただいております。</p> <p>各附属機関の名称、内容、会議開催時期又は公募委員の募集時期、及び事務局を所管する担当課は、表のとおりでございます。なお、委員を公募した又は公募を予定する附属機関が、平成27年度の2倍の22機関となっておりますが、この理由としましては、多くの</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
	<p>附属機関において委員の任期を2年としているためでございます、改選期を迎えているということでございます。</p> <p>次に、(2)市民意見提出制度(パブリックコメント)でございます。パブリックコメントを実施又は予定する案件は、6件でございます。詳細は、資料1-1の11ページにまとめさせていただいております。</p> <p>次に、(2)市民意見提出制度(パブリックコメント)でございます。パブリックコメントを実施又は予定する案件は、6件でございます。詳細は、資料1-1の11ページにまとめさせていただいております。</p> <p>次に、(3)ワークショップでございます。平成28年度に予定されているワークショップは、1件でございます。詳細は、資料1-1の11ページにまとめさせていただいております。</p> <p>次に、(4)その他の市民参加でございます。その他の市民参加を実施又は予定する案件は、11件でございます。詳細は、資料1-1の12ページ～13ページに記載させていただいております。なお、当推進委員会事務局の自治振興課が担当する施策につきましては、市民参加推進員と久喜地域会議の2件でございます。</p> <p>続きまして、市民活動の状況につきまして、ご説明をさせていただきます。「資料2市民活動の状況」をご用意ください。</p> <p>市民活動につきましては、自治基本条例第22条に規定される「コミュニティ活動への支援」を推進するために、市民活動推進条例が制定されており、この条例に基づき、市は、市民及び市民団体の活動に対して、財政面、活動場所、情報提供などの支援に努めているところでございます。</p> <p>本日は、これら市の支援のうち、財政支援の状況を説明させていただきたいと存じます。</p> <p>始めに、「1 平成27年度市民活動団体への支援の実施状況」でございます。</p> <p>支援内容は大きく分けて4つでございます。</p> <p>まず、(1)の市民活動推進補助金です。</p> <p>市民活動推進補助金は、市民活動を始めたい、又は新たな事業展開を図りたい団体が、特性を活かした事業を実施することに対して補助金を交付するものでございます。</p> <p>展開を図りたい団体が、特性を活かした事業を実施することに対</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
	<p>して補助金を交付するものでございます。</p> <p>平成27年度の実績としましては、7団体に対しまして、総額54万1千円の助成を行いました。詳細につきましては、資料2の1ページのとおりでございます。</p> <p>次に、(2) コミュニティ助成事業補助金でございます。</p> <p>コミュニティ助成事業補助金は、地域住民の交流・活動の場となる施設整備や、コミュニティ活動を行うために必要な備品等の整備に対して、補助金を交付するものでございます。</p> <p>平成27年度の実績といたしましては、2団体に対しまして、総額1,740万円の助成を行いました。一般コミュニティ助成事業分として集会所の備品整備支援と、コミュニティセンター助成事業分としてコミュニティセンター建設支援がでございます。</p> <p>なお、これら補助金の財源は、一般財団法人自治総合センターのいわゆる宝くじ助成を活用しています。詳細につきましては、資料2の1ページのとおりでございます。</p> <p>次に、(3) コミュニティ団体補助金でございます。</p> <p>コミュニティ団体補助金は、地域のコミュニティ活動及びコミュニティづくりを推進する団体に補助金を交付するものでございます。平成27年度の実績としましては、17団体に対しまして、総額375万円の助成を行いました。詳細につきましては、資料2の2ページのとおりでございます。</p> <p>次に、(4) コミュニティ祭り補助金でございます。</p> <p>コミュニティ祭り補助金は、市民相互の交流による一体感を醸成し、地域コミュニティの一層の推進を目的に補助金を交付するものでございます。平成27年度の実績としましては、3つの実行委員会組織に対しまして、総額291万9千円の助成を行いました。詳細につきましては、資料2の2ページのとおりでございます。</p> <p>次に、(5) コミュニティ活動推進事業補助金でございます。</p> <p>コミュニティ活動推進事業は、地縁に基づく自主的な住民組織などの団体が行うコミュニティ活動の拠点施設の整備に対し、補助金を交付するものでございます。平成27年度の実績としましては、1団体に対しまして、総額750万円の助成を行いました。なお、交付した補助金の2分の1は、埼玉県ふるさと創造資金を充てています。詳細につきましては、資料2の3ページのとおりござ</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
<p>小林会長</p> <p>車田委員</p> <p>賀嶋課長補佐</p>	<p>います。</p> <p>続きまして、「平成28年度市民活動団体への支援計画」でございます。</p> <p>こちらは、8月1日現在の状況ということで、ご説明をさせていただきます。</p> <p>始めに（１）市民活動推進補助金でございます。</p> <p>平成28年度は、8団体の事業に対しまして、総額56万9千円の助成を行う予定でございます。詳細につきましては、資料2の3ページのとおりでございます。</p> <p>次に、（２）コミュニティ助成事業補助金でございます。</p> <p>平成28年度は、一般コミュニティ助成事業分として集会所の備品整備及び神輿の修理に対して計2件480万円の助成を予定しています。なお、これら補助金の財源は、一般財団法人自治総合センターのいわゆる宝くじ助成を活用しています。</p> <p>次に、（３）コミュニティ団体補助金でございます。</p> <p>平成28年度は、17団体への助成を予定しておりまして、予算額は365万円でございます。なお、補助対象事業の内容は、コミュニティ団体等の活動支援でございます。</p> <p>最後に、（４）コミュニティ祭り補助金でございます。</p> <p>平成28年度は、3件の助成を予定しておりまして、予算額は291万9千円でございます。なお、補助対象事業の内容は、祭事を開催する実行委員会への支援でございます。</p> <p>以上が「平成27年度市民参加の実施状況及び平成28年度市民参加計画」並びに「平成27年度市民活動の支援状況及び平成28年度市民活動の支援計画」の概要でございます。</p> <p>議題「（１）市民参加及び市民活動の状況について」の説明は、以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。ただいま事務局から「市民参加及び市民活動の状況について」説明がございました。何か、ご質問等がございましたら、遠慮なくしていただければと思います。</p> <p>資料2の3頁、コミュニティ助成事業補助金の申請地区はどの地区なのかが分かりません。教えてください。</p> <p>コミュニティ助成事業2件の内訳ですが、1つは久喜地区、公団久喜青葉団地自治会の集会所備品の購入で、もう1件は菖蒲地区、野々宮地区自治会でお御輿の修理を行う、ということでございます。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
車田委員 賀嶋課長補佐	<p>前年度実績のように表にして、記載できないものですか。</p> <p>事業の予定をしているということなので、詳細はあえて記載しなかったところです。しかし今後は、交付決定団体の記載をしてみたいと思います。</p>
竹内委員	<p>平成27年度実績で、コミュニティ団体補助金の17件は375万円ですが、平成28年度計画では、同じ団体数で365万円となっています。マイナス10万円の理由は为什么呢。</p>
渡辺課長	<p>平成28年度は地区コミュニティ協議会に準じて、NPO法人豊田ふるさとづくり振興会への補助金を、平成27年度の30万円からマイナス5万円の25万円に、また栗美会への補助金も同様に25万円から20万円に減額したことから、総額10万円の減額となっているものです。</p>
大豆生田副会長	<p>市民活動推進補助金は、審査会を設けて補助団体を決定していますが、コミュニティ助成事業補助金等の審査・査定の間関は、どこか、どう担っているのですか。</p>
賀嶋課長補佐	<p>コミュニティ助成事業の場合は、その審査は、形式的な審査のうえ、市の選考基準に照らし団体を選考し、その後、県に申請しております。</p>
大豆生田副会長	<p>その他の、コミュニティ団体補助金、コミュニティ祭り補助金、コミュニティ活動推進事業補助金も同様の審査過程を経るのですか。</p>
賀嶋課長補佐	<p>コミュニティ団体補助金は、前年度の実績報告書を元に、新年度に交付申請を提出していただき、交付決定に至ります。</p>
前田委員	<p>副会長の発言された趣旨は、補助金の決定行為を市役所単独で行っているのか、どうなのかということだと思います。何らかの形で市民も参加した審議会等で審査しているのかどうか、ということだと思いますが。</p> <p>今の事務局の説明は、事務レベルで審査をし、決定しているということですか。それと、28年度の計画についてはこのように決まっていますが、コミュニティ助成事業の応募の件数を教えてください。</p>
賀嶋課長補佐	<p>市単独での決定なのかどうかというご質問ですが、コミュニティ助成事業については、市の選考基準に照らし合せて、決定しており市外部の方の参加はございません。コミュニティ助成事業は、平成27年は11件の申請がありました。平成28年度は12件の申請でした。</p>
渡辺課長	<p>先ほどの選考基準ですが、市で設けており、それに基づき決定しております。市で内部順位を作成し、それを県に送致するという手順</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
布川委員	を踏んでおります。最終的には、県が順位を確定するものです。
渡辺課長	選考基準は公になっているのか。
渡辺課長	市の内規扱いです。
布川委員	審査基準を知っていて申請するのと知らないのとでは、ずいぶん違
布川委員	いがあると思ったので、質問してみました。審査が通る見込みがある
布川委員	のとないのとは、書類の書き方に影響するかもしれないと考えたか
布川委員	らですが。そもそも審査基準を公表しなくていいのですか。
渡辺課長	久喜市コミュニティ助成事業選考要領が合併以降決定されてお
渡辺課長	ります。布川委員さんが仰ることも認識しておりますが、現在はこの状
渡辺課長	態で推移しています。
布川委員	担当課内で検討した結果であると思われませんが、市民活動推進の立
布川委員	場からすると、問題があると思われるがいかがでしょうか。
渡辺課長	いまの話は、問題提起として受け止めさせていただきます。
平井委員	コミュニティ祭り補助金が3件ありますが、平成27年度と平成2
平井委員	8年度共に同様の団体なのですか。
渡辺課長	はい、そのとおりです。
平井委員	これは毎年支出されるのですか。
渡辺課長	はい、毎年支出されます。記載の実績でいいますと、赤花そばづく
渡辺課長	り実行委員会、やさしさときめき祭り実行委員会、鷲宮地区コミュニ
渡辺課長	ティ祭り実行委員会は、合併前から継続されているコミュニティ祭り
渡辺課長	です。
平井委員	もし、実行委員会形式でコミュニティ祭りを新規に始める場合、地
平井委員	区を問わず補助採択になるのでしょうか。
渡辺課長	基本的には、交付決定の金額で祭りを行っていただきます。
平井委員	実行委員会を組織して申請すれば、この申請は通るのですか。
渡辺課長	コミュニティ祭り実行委員会で事業計画を作成してもらい、実行の
渡辺課長	見込みがあれば予算計上は可能です。
平井委員	内容によって金額が大きくなっても、申請は通るのですか。
渡辺課長	採択等の判断は、まず事業計画を見ます。
平井委員	金額が大きいのでお聞きいたしました。
大豆生田副会長	そうすると、金額よりもまず祭りの内容が優先されるということ
大豆生田副会長	ですか。
渡辺課長	そうではなく、事業計画と予算は、密接不可分でございます。毎年
渡辺課長	の予算は、過去の実績等を勘案して決めるので、前年度と同額になる
渡辺課長	ケースが多いのが実情です。

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
大豆生田副会長	<p>28年度の一般コミュニティ助成事業では、採択されるのに5年越しということも耳にしたこともあります。ということは、480万円の予算が予めあったのではないかと思ったもので。</p>
渡辺課長	<p>補助金の性格について、改めて説明させていただきます。480万円は、宝くじ助成の一般コミュニティ助成事業で、補助率10/10、補助額は100万円から250万円を限度としています。</p> <p>また、コミュニティ祭り補助金は市の財源を使った補助金で、備品等の整備に対する補助金である宝くじ助成の一般コミュニティ助成事業の財源とは異なります。</p>
前田委員	<p>コミュニティ助成事業補助金の財源は、宝くじ関連の財源ということによろしいですかね。</p>
渡辺課長	<p>はい。</p>
前田委員	<p>県に申請し、決めるという仕組みなのですか。つまり市の財源ではないから、他所の団体の財源だから採択の権限がないということですか。</p>
渡辺課長	<p>この宝くじ助成事業ですが、一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業で、備品等の整備に対して助成をするものです。毎年市からから県へ申請ができるのは3団体までとされています。市にはそれ以上の応募があるわけですが、審査基準に基づいて3団体を選考し、県に申請しています。採択の状況ですが、28年度は2団体が採択されました。</p>
(2) 自治基本条例の普及について	
小林会長	<p>次に、議題(2)「自治基本条例の普及について」事務局の説明をお願いします。</p>
佐藤課長補佐	<p>なお、事務局説明の後、この件に対する今後の取り組み等について、皆さんにご協議をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議題(2)「自治基本条例の普及について」をご説明いたします。</p> <p>資料は、資料3久喜市自治基本条例の普及(案)と資料3-1の既に取組みを行っている事項を併せてご覧いただければと思います。</p> <p>自治基本条例の普及につきましては、昨年8月20日に開催しまし</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
	<p>た平成27年度第1回の推進委員会におきまして、本条例の普及に関する議論を進めるためには、具体的なイメージが必要で、例えば、現状の市民参加推進員の人数、今後の目標などについて、可能な範囲で事務局の考え方を示していただきたいとのご意見がございました。</p> <p>今年3月25日に開催しました平成27年度第2回の推進委員会では、自治基本条例の普及に関する皆様のご提案について、内容を改めて確認させていただきながら、資料の作成をさせていただき、ご意見をちょうだいしました。小林会長からこの案件は次回も継続で、というご判断を示していただいたので、今回も若干の手直しをしながら、前回と同様の資料でご議論いただくものです。</p> <p>それでは、資料に沿いましてご説明をさせていただきます。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>復習の意味で申し上げますと、この資料は、これまでに皆様からいただいた条例の普及に関するご提案を、その対象や内容により分類させていただき、それぞれの取組事項につきまして、目標、具体的な方策、優先度ということで、まとめさせていただいております。</p> <p>なお、事務局説明の後、皆様には、この資料をたたき台として、加えるべき取組事項や、見直すべき取組み事項、また、空欄となっている目標や優先度などにつきまして、ご協議をお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、はじめに分類1市民への働きかけでございます。</p> <p>取組事項として、4点挙げさせていただいております。</p> <p>1点目は、広報紙等による周知でございます。目標は、2年に1回とさせていただいております。具体的な方策は、広報くきやフェイスブック、ツイッターの活用により、自治基本条例を紹介するものでございます。優先度は、空欄としております。</p> <p>2点目は、ホームページによる周知でございます。</p> <p>目標は、通年としております。具体的な方策は、現在も市のホームページにおいて、条例を紹介しておりますので、今後、適宜必要に応じて内容の見直しを行うことにさせていただいております。なお、この点につきましては、既にホームページでお知らせしていることから、既に取り組んでいる事項とし、優先度はAとしております。また、参考ですが、資料4-2の1ページに、市ホームページ内にある自治基本条例のトップページを載せさせていただいております。</p> <p>3点目は、リーフレットの作成・配布でございます。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
	<p>目標は、年1箇所以上とさせていただいております。 具体的な方策は、2つに区分させていただいております。一つが、条例啓発用のリーフレットを作成して、駅や大規模商業施設において配布する。もう一つが、同様のリーフレットを市民まつりや産業祭等の市内イベントにおいて配布する、でございます。なお、優先度は空欄でございます。</p> <p>4点目は、催事の開催でございます。</p> <p>目標と優先度は、空欄でございます。具体的な方策は、講演会やフェスティバルのような催しを開催する、でございます。</p> <p>続きまして、2コミュニティ協議会への働きかけでございます。取組事項として、2点挙げさせていただいております。</p> <p>1点目は、代表者との情報交換でございます。目標と優先度は、空欄としております。具体的な方策は、コミュニティ協議会代表者との情報交換の場を設け、当推進委員会の委員が条例に関する説明を行うものでございます。</p> <p>2点目は、研修会等の開催でございます。</p> <p>目標と優先度は、空欄としております。具体的な方策は、コミュニティ協議会の会員を対象に、研修会等を開催するものでございます。続きまして、3その他団体等への働きかけでございます。取組事項として、2点挙げさせていただいております。</p> <p>1点目は、リーフレットの作成・配布でございます。目標と優先度は、空欄としております。具体的な方策は、条例啓発用のリーフレットを作成し、行政区等の団体に配布するものでございます。</p> <p>2点目は、出前講座の実施でございます。</p> <p>具体的な方策は、各種団体やグループの会議等に伺い、条例の説明を行うものでございます。なお、次のページになりますが、市民大学におきましては、協働のまちづくりをテーマに、毎年、出前講座を行っていますので、目標は年1回、優先度はAにしております。</p> <p>続きまして、4若い世代へ働きかけでございます。</p> <p>取組事項として、2点挙げさせていただいております。</p> <p>1点目は、リーフレットの作成・配布でございます。目標は、年1回としております。この部分は前回ご指摘いただいた箇所であり、若干手直しを加えております。具体的な方策は、条例啓発用のリーフレットを作成し、機会を捉えて配布しようとするものでございます。なお、優先度は空欄としております。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
	<p>2点目は、教材の作成・配布でございます。</p> <p>目標と優先度は、空欄としております。具体的な方策は、小学生や中学生向けのパンフレットを作成して学校へ配布し、教材としての利用を依頼するものでございます。</p> <p>続きまして、5職員への働きかけでございます。</p> <p>取組事項は、1点で研修の実施でございます。目標は、年1回としております。具体的な方策は、職員全体研修会において、条例の概要説明を行うこととしております。なお、この取り組みにつきましては、毎年実施される全職員を対象とした研修会において、自治基本条例、市民参加条例、市民活動推進条例の概要説明を行っていることから、優先度はAとしております。</p> <p>続きまして、6市民参加推進員の活用でございます。</p> <p>取組事項として、4点挙げさせていただいております。</p> <p>1点目は、推進員の確保でございます。目標は、5年以内に登録者数100人を掲げさせていただきました。4地区の内訳につきましては、地区ごとの人口割合を念頭に、設定させていただいております。具体的な方策は、条例普及の担い手として、推進員の増加を図るものでございまして、アからカの6つの方策を挙げてございます。この内、アからエとカの方策につきましては、既に取り組みを行っておりまして、資料4-2の2ページが市民参加推進員の募集に係る広報記事、3ページがホームページの募集記事、4ページが募集用のポスターやチラシの原稿でございます。</p> <p>また、具体的な方策、オの市のイベントに出向いて来場者に募集チラシ等を配布する、カの出前講座の機会に募集する、につきましては、新たな取り組みとなります。</p> <p>2点目は、推進員による普及でございます。</p> <p>目標と優先度は、空欄としております。具体的な方策は、推進員自らが、市で用意したリーフレット等を活用し、近所や知人に条例の存在や概要等をお知らせいただくものでございます。</p> <p>3点目は、意見交換会の開催でございます。</p> <p>目標と優先度は、空欄としております。具体的な方策は、推進員の意見交換会の場を設けて、研修を行い、条例の普及について協力を依頼するものでございます。</p> <p>4点目は、附属機関等への推進員の設置でございます。</p> <p>目標と優先度は、空欄としております。具体的な方策は、附属機関</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
	<p>や市民活動推進補助金事業審査会の委員に市民参加推進員の枠を設け、これら委員会活動の中で条例の普及に努めていただくものでございます。</p> <p>続きまして、7市民活動補助金事業の活用でございます。</p> <p>取組事項として、6点挙げさせていただいております。</p> <p>1点目は、実施団体への周知でございます。目標は、年1回としております。具体的な方策は、補助事業実施団体に対しまして、事業説明会等の機会に、条例の説明を行うものです。</p> <p>なお、優先度は空欄としております。</p> <p>2点目は、補助金の手引きへの記載でございます。</p> <p>目標は、今後作成する手引きからとしております。具体的な方策は、市民活動推進補助金の手引きに、条例と当該補助金事業の位置づけ等を記載するものです。なお、優先度は空欄としております。</p> <p>3点目は、備品へのラベルの貼付でございます。</p> <p>目標と優先度は、空欄としております。具体的な方策は、県が行っているコミュニティ助成事業を参考に、市民活動推進補助金で購入した備品には、条例をPRするラベルを貼っていただくものでございます。</p> <p>4点目は、財源確保による事業の充実でございます。</p> <p>目標は、現在も取り組んでいる寄付、募金、入れ歯の売却、また、市の一般財源分を勘案し、年30万円としております。具体的な方策は、市内の大手企業等を対象に、当該事業と条例を説明して寄付を募るものです。また、このことにより得られた新たな財源を活用して、当該補助金の利用団体の増加を図り、より多くの団体に条例を普及するものでございます。なお、優先度は空欄としております。</p> <p>5点目は、補助金手続き簡素化でございます。</p> <p>目標と優先度は、空欄としております。具体的な方策は、補助金の一連の手続きを簡素化して、利用団体の増加を図り、より多くの団体に条例を普及するものでございます。</p> <p>6点目は、審査会への委員の設置でございます。</p> <p>目標と優先度は、空欄としております。具体的な方策は、当該補助金事業の審査会委員に当推進委員会委員を置き、審査活動の中で条例の普及を図るものでございます。最後に、8その他の取り組みでございます。</p> <p>全て空欄でございますが、この後のご協議の中で、新たに必要な取</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
小林会長	<p>り組みがございましたら、こちらに挙げていただきたいと思います。また、ご説明してまいりました取組事項は、これまでに皆様からいただいたご提案を基本に取りまとめたつもりではございますが、漏れもあるかと存じますので、新たにご提案と同様に、この欄に挙げていただければと思います。よろしく申し上げます。</p>
小林会長	<p>議題「(2)自治基本条例の普及について」の説明は、以上でございます。</p>
小林会長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問等はございますか。</p>
	<p>《特になし》</p>
佐藤課長補佐	<p>この件につきましては、前々回の会議において、自治基本条例を普及するために、皆様からいただいた様々なご提案に対し、事務局において可能な範囲で、具体的な目標を示していただけるようお願いしました。その結果が、前回もご提示した資料3であり、ただ今の事務局の説明でございます。</p>
佐藤課長補佐	<p>それでは、これから委員会での協議を進めてまいります。自治基本条例の普及に向けた協議は、今日中に結論を出さなければならぬということではありませんので、皆様から忌憚のない多様なご意見を伺えればと思っています。</p>
佐藤課長補佐	<p>始めに、協議の進め方でございますが、前回ひととおり説明をさせていただきました。1から5までご協議いただきましたが、また1からご意見をいただきたいと存じます。前回はどんな意見が出たのでしょうか。事務局からざっと説明をお願いします。重複してもしかたがありませんので。</p>
佐藤課長補佐	<p>要約して申し上げますと、リーフレットを作成することに異論はないが、配布対象者に焦点を当てた内容の充実を図ることや配布先の考慮、あるいは作成の優先順位の設定等、お話をいただいたところでございます。</p>
佐藤課長補佐	<p>自治基本条例に限らず、市民参加条例や市民活動推進条例も同時に詳しく取り上げてみたらどうか、というご指摘もいただいたところです。</p>
小林会長	<p>ありがとうございました。前回は、リーフレット作成に話題が集中したと記憶しております。</p>
小林会長	<p>今後の議論の方向性として、皆様からいただいたご提案が取組事項に反映されているか、具体的な方策の内容が、ご提案の趣旨に沿って</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
大豆生田副会長	<p>いるか、また加筆すべきことはないか、目標があるものは、その設定が適当か、空欄となっているものは、どのように設定するかなどについて協議をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、優先度につきましては、全ての取組事項の協議が終了した後に、それぞれの効果や予算、また、実施の難易度などを含めて、協議を進めてまいりたいと考えておりますので、お願いします。</p> <p>それでは、1 市民への働きかけ ①広報紙等による周知から、順にご意見等をいただきたいと考えます。</p> <p>啓発用リーフレットの作成で、対象によって内容を変えなくてはならないのではないのでしょうか。特に助成金を受けている人などには、協働のまちづくりを実践している人なので、助成金はこんな条例に基づき制度が運用されているとか、市民大学生や若者に協働のまちづくりの必要性をアピールすることが必要なのではないのでしょうか。子供向けや一般向けも同様の考え方で。いずれにしても、条文解釈を載せるだけではなく、目的を協調し、階層に適合した内容にする必要があるのではないのでしょうか。</p>
小林会長	<p>対象によって表現を変えることは、読んでもらえる紙媒体には必要なことだと考えます。他にありませんか。</p>
前田委員	<p>5 番目の職員研修というのは、事務局職員が講師を務めるのだと思いますが、どの程度のことを話されるのか、実情を教えてください。</p>
渡辺課長	<p>本市では、全職員を対象に実施しており、自治基本条例、市民参加条例、市民活動推進条例の目的等を説明しています。</p>
前田委員	<p>市民参加や市民協働とか、目的を持って実施しているのですか。この他には何が研修の題材になっているのですか。</p>
渡辺課長	<p>場所や時間の制約もあり、全職員が一堂に会せないのが、地区別に実施しております。内容は、道路交通法規の確認や住民票の本人通知制度、マイナンバー等です</p>
前田委員	<p>人事課は、職員全体研修を計画して、職員として必要な資質を身につけさせるという意味で実施しているのですか。</p>
渡辺課長	<p>そのとおりです。</p>
前田委員	<p>それはいつから実施しているのですか。</p>
渡辺課長	<p>研修は、合併前もそれぞれの組織で実施していましたが、市民参加や市民協働は合併後の項目です。</p>
車田委員	<p>若い世代の働きかけで、子ども向けのパンフレットとありますが、小・中学校の教材に効果があると思われます。というのも、学校から</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
平井委員	<p>の配布物は親がチェックするものなので。あと、高校生は久喜市民がどのくらいいるかわからないので検討の余地があるのではないのでしょうか。親子が一緒になって読めるリーフレットはどうでしょうか。</p> <p>コミュニティ協議会への働きかけとして、代表者の方へと会員対象の研修会がありますとのお話がありました。</p> <p>地区コミュニティ協議会では皆さんが活発に活動されています。できたらワークショップ方式等で皆さんと研修ができたらよいのではと思います。</p> <p>自治基本条例に基づいたコミュニティ活動や、助成金制度もあり協働のまちづくりの観点から、なぜ今自治基本条例が必要なのか、これに付随した市民参加条例、市民活動推進条例の内容なども一緒に研修会で話し合われるのがいいと思うのですが。</p>
車田委員	<p>地区コミュニティ協議会内でも、補助金については話題になっていますよね。</p>
平井委員	<p>そうですね。コミュニティ団体に係る補助金のメニューがたくさんあることを、もっと学ぶべきと思いました。</p>
小林会長	<p>資料3に書いてあるものを全部できればいいのですが、問題は何を優先するかで、年度毎に力を入れるものを変えてもいいと思っています。</p> <p>ローテーションで物事を考え、年毎にアプローチの方法を変えてもいいのではないかと考えています。例えば、コミュニティ協議会、他団体、市民参加推進委員の啓発など、力を注ぐ対象を変えていくことも一考に値すると思われま。</p> <p>また、数年後先のことを今決めて考えても意味がないと考えます。制度が変わっているかもしれないし、世の中のスピードは速いので。</p> <p>私の大学ではこんなことがあります。講義に出席できない学生に講義を録画したDVDを渡しておき、それで学習させるのです。</p> <p>何が言いたいかというと、説明者の負担が限りないので、またコミュニティ協議会も数があるので、1枚のDVDに収めておいて、それをそれぞれのコミュニティ協議会の会議の度に流すという手があるのかもしれない。</p>
平井委員	<p>そういうこともできるんですね。お互い直接話し合うことが大切なコミュニケーションであるように思ってしまうのですが。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
小林会長	それを全部のコミュニティ協議会でやるのは無理があると思っています。
小林会長	そういうやり方を検討していただくことも必要ですし、各地区のコミュニティ協議会の数は多いので、他の組織を使ったほうがいい場合もあるのではないのでしょうか。
平井委員	ある意味、中身よりは優先順位やどこをやるかを、次回具体的に決めていただくことが良いかもしれません。コミュニティ協議会とか市民参加推進員とかをやっていただくとか。
前田委員	市民参加推進員の活動はどうなのでしょう。 ここには人数の目標が記載されていますが、制度や内容が分からないと増員は難しいのではないのでしょうか。私も参加させていただいていますが、一方的にお知らせをメール等の送信は情報として届きますが、例えば推進員の集まりがあれば今までの話の中でリーフレット作成や、情報交換の場として話し合え、市民参加推進員としての役割も見えてくるのではないかと思うのですが。
大豆生田副会長	前回の審議会では、市民参加推進員をどのようにしたら増員できるか、時間をかけて検討することになっていたと思います。事務局が登録数100人を目標に掲げていて、地区別の推進員は20名～40名前後の目標ですが、実態は20名前後であり、推進員を増加させることが審議会としては1つのテーマであると、前回の会議で議論になったのではないのでしょうか。
小林会長	私も推進員として、数は数として、市民参加推進員が何をするのが明確になっていなかったと思っています。現状では、情報を提供されて、それを知人に流してほしいということだが、協働のまちづくりの観点から何をするのか具体的な方法がわかっていないということが、人数が増えない要因であると考えられるのですが。
小林会長	項目で言うと、7番目の市民活動推進補助金事業の活用に関が課題なのかということ議論し、コミュニティ協議会にどういうふう担っていただくのかという問題や、市民参加推進員の問題もあり、ただ拡大するのではなく、具体的にこういうことをやったら効果的なのではないかということ、次回議論いただき、詰めていくということをしてよろしいのではないかと考えます。市民参加推進員については、昨年度から指摘されている訳であり、活用という曖昧な表現ではなく、具体的な役割を示し、市民参加推進員の増加について議論いただくということもどうでしょうか。

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
<p>小林会長</p> <p>小林会長</p> <p>司会（渡辺課長）</p>	<p>この会議もある意味同じことで、ここで議論しても審議会委員の皆さんもお忙しい身の上なので、地元に戻ってなにかやるということも簡単ではなく、本来は委員が普及啓発に努めるべきだと思いますが、なかなか難しいので、市民参加推進員をどのように活用するべきかを考えたほうがよろしいのでは、と思っています。</p> <p>また、コミュニティ協議会のことを具体的に決めて、はっきりさせていくということを、次回の会議で話し合っ行ってきたいと考えます。</p> <p>まとめますと、市民参加推進員、コミュニティ協議会、パンフレットの3つに限定して議論し、優先順位を決めていくことではいかがでしょうか。もちろんこの3つだけではなく、新しい事象があればそれを取り込んでいくこともあります。</p> <p>この項目を一度に全部という訳にもいかず、議論を具体的にし、ポイントを決めて議論いただければと考えております。次回の会議の方向はこのように決めてよろしいですか。</p> <p>（確認）</p> <p>では、今回はそのように進めて行きたいと考えます。確認ですが、市民への働きかけの方法について具体的にしていくのと、特にコミュニティ協議会への働きかけをどうしていくのか、推進員への対応や活用方法をご議論いただき、形にしていくことを優先的に考えたいと思います。</p> <p>以上をもちまして本日の議題は全て終了しました。これにて議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>会長から、次回の会議では具体的に項目を絞って議論していくというお話がございました。コミュニティ協議会へのアプローチの仕方、市民活動推進員の活用方法、パンフレットの目的に応じた作成方針等をご議論いただくということでございました。これにて、議題を終結させていただきます。</p>
4 その他	
<p>司会（渡辺課長）</p> <p>佐藤課長補佐</p>	<p>それでは続きまして、次第4「その他」でございます。</p> <p>事務局から、何かありますか。</p> <p>事務局から、次回の会議日程について申し上げます。</p> <p>次回の委員会の開催は、3月に予定したいと考えております。今後、日程の調整をさせていただきます。改めてご通知申し上げます。</p>

<p>佐藤課長補佐</p> <p>司会（渡辺課長）</p>	<p>で、よろしくお願いします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>委員の皆様からは何かございますか。</p> <p>（確認）</p>
<p>5 閉会</p>	
<p>司会（渡辺課長）</p> <p>大豆生田副会長</p> <p>司会（渡辺課長）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これで平成28年度第1回自治基本条例委員会を閉じさせていただきます。</p> <p>閉会にあたり、大豆生田副会長からごあいさつをいただきたいと存じます。</p> <p>大豆生田副会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日も活発なる意見交換ができたものと思います。大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。(注)

平成28年9月23日

安 藤 愛 子

車 田 貞

(注) 特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。